

鳥取県公報

平成19年10月19日(金) 第7933号

毎週火・金曜日発行

		目	次	
\Diamond	告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 指定居宅サービス事業者の廃止 (880) (指定介護予防サービス事業者の廃止 (88 指定居宅サービス事業者の指定 (882) (指定介護予防サービス事業者の指定 (88	(中部総合事務所福祉保健局)・・・・・・・4	2 3 3 4 4
\Diamond	選管告示			_
\Diamond	調達公告	制限付一般競争入札の実施(河川課)・一般競争入札の実施(教育委員会教育環		

示

鳥取県告示第878号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条 の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所	居宅介護事業所	居宅介護事業所	居宅介護事業の	指定年月日
H 77	の所在地	の名称	の所在地	種類	10/2 1741
医療法人仁厚	倉吉市山根43	認知症高齢者グ	鳥取市鹿野町今	認知症対応型共	平成 19 年 9
会		ループホームし	市80	同生活介護	月1日
		かの			
株式会社鳥取	鳥取市国安959	株式会社鳥取介	鳥取市国安959-	訪問介護	平成 19 年 10
介護サービス	- 3	護サービス	3		月1日
社会福祉法人	日野郡日野町	デイサービスか	日野郡日野町根	通所介護	,,
日翔会	根雨730	じか荘	雨899-1		,,

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所	介護予防事業所	介護予防事業所	介護予防事業の	指定年月日
247	の所在地	の名称	の所在地	種類	1日
株式会社ベル	鳥取市千代水	株式会社ベルセ	鳥取市千代水四	介護予防訪問介	平成 19 年 9
セーヌ	四丁目1	ーヌ	丁目1	護	月1日
医療法人仁厚	倉吉市山根43	認知症高齢者グ	鳥取市鹿野町今	介護予防認知症	
会		ループホームし	市80	対応型共同生活	"
		かの		介護	
株式会社鳥取	鳥取市国安959	株式会社鳥取介	鳥取市国安959-	介護予防訪問介	平成 19 年 10
介護サービス	- 3	護サービス	3	護	月1日
社会福祉法人	日野郡日野町	デイサービスか	日野郡日野町根	介護予防通所介	11
日翔会	根雨730	じか荘	雨899-1	護	,,

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 の名称	居宅介護支援事業所 の所在地	指定年月日
社会福祉法人敬	倉吉市山根 55	居宅介護支援センタ	倉吉市山根 55-233	平成19年10月1日
仁会		ー ル・サンテリオン		

鳥取県告示第879号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成19年

12月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日 平成 19 年 10 月 10 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人にこにこファーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 井上 早苗
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 鳥取市津ノ井 264-19
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、農業・菓子製造販売等に関する事業、企業・官 公庁等の受託作業等その他のさまざまな活動等を行う。それらの事業活動を通して職業能力の開発又は雇用機会 の拡充を支援し、障害者をはじめあらゆるひとびとが幸福である社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第880号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービ スの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事業 を行っていた事業 所の名称	居宅サービス事業 を行っていた事業 所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動	鳥取市古海476	在宅支援はうす和	鳥取市立川町五丁	通所介護	平成19年9
法人和みの郷		みの郷	目141-7		月30日
理事長 北村					
和夫					

鳥取県告示第881号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定 介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

	(王たる事 事の所在地)		介護予防サービス 事業を行っていた 事業所の所在地	介護予防サー ビスの種類	廃止年月日
--	--------------	--	---------------------------------	-----------------	-------

特定非営利活動	鳥取市古海476	在宅支援はうす和	鳥取市立川町五丁	介護予防通所	平成19年9
法人和みの郷		みの郷	目141-7	介護	月30日
理事長 北村					
和夫					

鳥取県告示第882号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所(主たる事 務所の所在地)	居宅サービス事 業を行う事業所 の名称	居宅サービス事業 を行う事業所の所 在地	居宅サービスの種類	指定年月日
有限会社イージー	東伯郡北栄町国	ゆずの里訪問介	倉吉市関金町関金	訪問介護	平成19年10月
取締役 河本	坂125-17	護	宿304-1		5 日
光司					

鳥取県告示第883号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 範

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所(主たる事 務所の所在地)	介護予防サービ ス事業を行う事 業所の名称	介護予防サービス 事業を行う事業所 の所在地	介護予防サー ビスの種類	指定年月日
有限会社イージー	東伯郡北栄町国	ゆずの里訪問介	倉吉市関金町関金	介護予防訪問	平成19年10月
取締役 河本	坂125-17	護	宿304-1	介護	5 日
光司					

鳥取県告示第884号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を 指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害 福祉サービス事 業を行う事業所 の所在地	障害福祉サービ スの種類	指定年月日
社会福祉法人	東伯郡北栄町北	ヘルパーステーシ	東伯郡北栄町弓	居宅介護、重度	平成 19 年 10
トマトの会	条島 366-7	ョントマト	原 340-1	訪問介護	月1日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第91号

平成19年第13回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成19年10月23日(火) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 若年層選挙教育シンポジウムの開催について
 - (2) その他

調 達 公 告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 浩

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量 鳥取県防災情報システム点検管理業務 一式
 - (2) 仕様入札説明書による。
 - (3) 履行期間
 - 契約締結の日から平成20年3月10日まで
 - (4) 履行場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県県土整備部河川課
 - (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19年10月19日(金)から同年11月16日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競 争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定に基づく指名停 止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成19年10月19日(金)から同年11月16日(金)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平 成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第 225 号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者 を除く。)でないこと。
- (4) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の情 報処理サービスに登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成19年10月25日(木)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (5) 国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの点検管理に関する業務を受注し、平成16年度 以降に完遂した実績を有していること。
- (6) 本業務を遂行できる主任技術者1名を配置することができる者であること。
- (7) (6)の主任技術者が国又は地方公共団体が発注した防災情報に係るシステムの点検管理に関する業務を 担当し、完遂した実績を有していること。
- (8) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (9) 県との協力・連携体制を構築できる者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部河川課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県県土整備部河川課水政係

電話 0857-26-7377 又は 7383

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成19年10月19日(金)から同年11月5日(月)までの間に鳥取県のインターネット ホームページ (http://www.pref.tottori.jp/doboku/kasen/tyoutatsu/nyusatsujouhou.htm) から入手する こと。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時期

平成19年10月19日(金)から同年11月5日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関す る法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月16日(金)午後2時

鳥取県県土整備部入札室(鳥取県庁本庁舎5階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな
 - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、参加表明書及び2の競争入札参加資格に適合することを証明 する書類を、4の(1)の場所に平成19年11月5日(月)午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出 しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」 という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全 部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36 号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれ がないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合にお いて、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を した者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第 1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 10 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成19年12月11日(火)から平成20年1月14日(月)まで

(4) 履行場所

落札者が所有するドライドック(乾船渠)

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入 札見積金額」という。)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第841号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者 の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格のうち、車両・船舶及び航空類の船舶部品及 び修理に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入 札参加資格審査の申請書類を平成19年10月23日(火)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成19年10月19日(金)から同年11月28日(水)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名 競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停 止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成5年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を 目的とする総トン数 200 トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は 地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) ドライドック(乾船薬)を所有する者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

- 4 入札手続等
 - (1) 問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町 925 鳥取県立境港総合技術高等学校 電話 0859-45-0411

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

- (1)の場所で平成19年10月19日(金)から平成19年11月21日(水)までの日(日曜日及び土曜日を 除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 入札説明会の日時及び場所

平成19年11月21日(水)午後1時30分

鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便 事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。) により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月28日(水)午前10時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日(火) 午後5時までとする。)

鳥取県立境港総合技術高等学校応接室

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、 4の(1)の場所に平成19年11月26日(月)午後5時までに提出しなければならない。
 - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 6 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出 しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」 という。) 第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代 えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規 則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金 の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号) 第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがな いと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合にお いて、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び 会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成 された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無 無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Periodic inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set
- (2) November 26, 2007 5:00 PM:Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 28, 2007 10:30 AM: Time-limit for submission of tenders November 27, 2007 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice: Tottori Prefectural Sakai Sougougijyutsu High School 925 Takenouchi-cho Sakaiminato-shi 684-0043 Japan TEL: 0859-45-0411